

社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて

平成 26 年 6 月 17 日

I. 公社債店頭売買参考統計値制度とは

公社債の店頭取引の価格情報を広く投資者に知らせることは、公社債の公正な価格形成を図るうえで重要である。このため、日本証券業協会（以下「日証協」という。）では、公社債の店頭売買を行う際の参考に資するため、「公社債店頭売買参考統計値制度」を設けている。

公社債店頭売買参考統計値は、日証協から指定を受けた協会員（指定報告協会員）からの気配（当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売り気配と買い気配の仲値）の報告に基づき日証協が算出し、公表している。

II. 公社債店頭売買参考統計値制度の課題

「社債市場の活性化に関する懇談会」の報告書において、社債の流通市場の活性化を図るためには、価格情報の透明性を高め、信頼性を確保することが重要であるとされている。公社債店頭売買参考統計値は、広く投資家や市場参加者に利用されている価格情報インフラの一つであるが、一部の銘柄（イベントの発生により信用リスクが高まった銘柄や流動性が低い銘柄）において、実勢価格（取引価格やビッド・オファー等）との乖離が大きいとの指摘がある。

LIBOR 問題の発生以降、証券監督者国際機構（IOSCO）等において、金融指標の信頼性・透明性の向上に向けた国際的な議論が進められている。（注）IOSCO の「金融指標に関する最終報告書」を踏まえた更なる対応については、今後、整理、検討する予定。

公社債店頭売買参考統計値
の信頼性の向上が必要

III. 公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上のための具体的な見直し

- ① 裏面を参照
- ② 平成 25 年 12 月 17 日、関係規則の改正及びガイドラインの制定を行った。

IV. 今後のスケジュール

- ① 新しい公社債店頭売買参考統計値制度の開始時期は、平成 27 年 11 月 2 日とする。（新しい社債の取引情報の発表・報告制度も同時に開始する。）
- ② なお、報告気配値の水準について事前の情報交換等を禁止する改正は、平成 26 年 1 月 1 日から施行。

公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上のための具体的な見直し策

1. 指定報告協会の指定基準の厳格化

現 行	見直し案	効 果
公社債種類別売買高における総売買高ランキング 50 位以内であること	社債については、現行の指定基準に、「社債の売買高ランキング 20 位以内であること」を加える。ただし、主幹事銘柄については指定報告協会員となることができる。 (注) 特定社債、円建外債も同様とする。	社債のマーケットの動きを反映した適切な気配値を報告できる協会員を指定報告協会員とすることができる。

2. 日証協における指導・管理態勢の充実・強化

見直し案	効 果
日証協は、平均気配値や取引価格（社債のみ）から一定基準を超えて乖離している報告気配値等がある銘柄を抽出し、気配を報告した全ての指定報告協会員に対し、自社の報告気配値の確認を求める。 報告気配値の水準について、事前の情報交換や調整を行ってはならないこととする。 その他、日証協における指導・管理態勢を充実・強化する。	指定報告協会員の報告気配値の精緻化を図ることができる。

3. 公社債店頭売買参考統計値の算出方法の見直し

現 行	見直し案	効 果
上下一定数の報告気配値をカットしたうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。	社債については、上下カットは行わないこととし、そのうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出する。 (注) 特定社債、円建外債も同様とする。	マーケットの動きを適切に反映した報告気配値が上下カットされてしまうという問題が解消される。

4. 報告時限及び公表時間の繰下げ

現 行	見直し案	効 果
報告時限：午後 4 時 30 分 公表時間：午後 5 時 30 分を目途	社債については、報告時限を午後 5 時 45 分頃に、公表時間を午後 6 時 30 分を目途に繰り下げる。 (注) 特定社債、円建外債も同様とする。	幅広い銘柄について適切な気配値を報告することができる協会員（売買高シェア上位の協会員や主幹事会社など）の参加を促すことができる。

5. 公社債店頭売買参考統計値に対する理解の促進

見直し案	効 果
日証協のホームページ等において、売買参考統計値の性質等について、より分かりやすい説明を充実させる。	市場関係者による売買参考統計値の正しい理解が進み、利用の拡大を図ることができる。